重要事項説明書

(訪問介護)

1 指定訪問介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 愛生会
代表者氏名	理事長 村井 映
事業者所在地 (連絡先及び電話番号等)	下益城郡美里町中小路 835 TEL0964-46-3000 FAX0964-46-2464
法人設立年月日	昭和 57 年 11 月 4 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人愛生会 ヘルパーステーションおんじゃく
介護保険指定事業所番号	4372300493
事業所所在地	下益城郡美里町中小路 904
連 絡 先	0964-46-3001
相談担当者名	サービス担当責任者 吉永陽子
事業所の通常の 事業の実施地域	美里町、宇城市、城南町、甲佐町 (美里町の場合は、畝野、涌井、川越、遠野、大井早、洞岳、豊富、甲佐平 地区を除き、宇城市は三角町を除きます。)

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人愛生会ヘルパーステーションおんじゃくが行う指定訪問介護事業 の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事 業所の介護福祉士または訪問介護員等が、要介護状態または要支援状態に ある高齢者等に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。
運営の方針	利用者が要介護状態になった場合でも、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他生活全般にわたる援助を行います。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	営 業 日		月曜日~日曜日但し、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く
営	業時	間	午前7時30分から午後6時まで

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日~日曜日但し、年末年始(12月30日から1月3日まで)を除く
サービス提供時間	午前7時30分から午後6時まで

(5) 事業所の職員体制

管理者 吉永 陽子

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行い ます。	常 勤 1名 サービス提供 責任者と兼務
サービス提供責任者	 1 指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2 訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3 指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 5 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 6 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 7 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 8 訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 9 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 10 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。 	常 勤 1 名以上
訪問介護員	 1 訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2 サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3 サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4 サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。 	常 勤3名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常 勤1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

+	ナービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問	介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセ スメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を 定めた訪問介護計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
身 体	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴・シャワ一浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
174	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
介	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
護	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
HX	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。

	T	
	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	白立生汗支煙のた	 ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。
	自立生活支援のための見守り的援助	 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。(介護は必要時だけで、事故がないように常に見守る。) ○店までの行き帰りの援助は行わないが、店内では利用者が自ら品物を選べるよう援助します。 ○洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
ш	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
生活援助	調理	利用者の食事の準備、調理、配膳、下膳を行います。
援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
19)	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

身体介護							
区分		基本単位 利用料	于11 EED 42.1	利用者負担額			
			1割負担	2割負担	3割負担		
20 分以上 30 分未満	昼間	244	2, 440 円	244 円	488 円	732 円	
30 分以上 1 時間未満		387	3, 870 円	387円	774円	1, 161 円	

生活援助							
区分		基本単位 利用料	利用料	TU 田 W	利用者負担額		
		本本早世 	<u>ተሀ/ተነ</u> ቶት	1割負担	2割負担	3割負担	
20 分以上 45 分未満	· 昼間	179	1, 790 円	179 円	358円	537円	
45 分以上 60 分未満	(上)	220	2, 200 円	220 円	440円	660円	

身体介護・生活援助						
	· \	# 4 24 /4	Til III del	利用者負担額		
区分		基本単位	利用料	1割負担	2割負担	3割負担
身体介護が中						
心 20 分以上 30						
分未満に引き		309	3, 090 円	309 円	618 円	927 円
続き生活援助 20分以上45分			,			
20 分以工 45 分 未満						
身体介護が中						
心 20 分以上 30						
分未満に引き		374	3, 740 円	374 円	748 円	1, 122 円
続き生活援助		374	3, 740 🗇	3/4 🗖	740 🗖	1, 122 🗂
45 分以上 70 分						
未満	昼間					
身体介護が中						
心 20 分以上 30 分未満に引き		439	4, 390 円	439 円	878 円	1, 317 円
続き生活援助		403	4, 390	408 🗍	0/0 [7]	1, 317
70 分以上						
身体介護が中						
心 30 分以上 1						
時間未満に引		452	4, 520 円	452 円	904 円	1, 356 円
き続き生活援		402	4, 020]	402]	20411	1, 000 []
助 20 分以上 45						
分未満 身体介護が中						
身体が護が中 心 30 分以上 1						
時間未満に引						
き続き生活援		517	5, 170 円	517円	1, 034 円	1,551円
助 45 分以上 70						
分未満						
身体介護が中						
心 30 分以上 1						
時間未満に引		582	5, 820 円	582 円	1, 164 円	1, 746 円
き続き生活援						
助 70 分以上						

区分		基本単位	利用料	利用者負担額			
				1割負担	2割負担	3割負担	
	昼間	97	970 円	97 円	194 円	291 円	

[※] サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び 訪問介護計画に位置付けられた時間数(計画時間数)によるものとします。なお、計画時間数 とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変 更の援助を行うとともに訪問介護計画の見直しを行います。

[※] 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て2人の訪問介護員によるサービス提供を行ったときは、上

記金額の2倍になります。

- ※ 要介護度が4又は5の利用者の場合であって、通院等のための乗車又は降車の介助を行うことの前後に連続して、相当の所要時間(20~30分程度以上)を要し、かつ手間のかかる身体介護を行う場合には、「身体介護」の介護報酬を算定します。
 - 例えば、乗車の介助の前に連続して、寝たきりの利用者の更衣介助や排泄介助をした後、ベッドから車いすへ移乗介助し、車いすを押して自動車へ移動介助する場合などです。
- ※ 要介護度が1~5の利用者であって、通院等のための乗車又は降車の介助の前後において、 居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間 以上を要し、かつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者にサービス提供を行った場合は上記金額の 90/100 となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。

(4) 加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

	基本	利用料	利用者負担額			
加算	基本 単位		1割	2割	3割	算定回数等
	中世		負担	負担	負担	
緊急時訪問介護加算	100	1,000円	100円	200円	300円	1回の要請に対して1回
初回加算	200	2,000円	200 円	400 円	600円	初回利用の1月につき
生活機能向上連携加算(I)	100	1,000円	100円	200 円	300 円	1月につき
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	2,000円	200 円	400 円	600円	1月につき
介護職員等処遇改善 加算(III)	所定単位 数の 182/1000	左記の単位数× 地域区分	左記の 1割	左記の 2割	左記の 3割	基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数(所定単位数)※介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算を除く

- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護 と同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が 指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算は、指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士等がリハビリテーションの一環として当該利用者の居宅を訪問する際に、当事業所サービス提供責任者が同行する等により、利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を理学療法士等と連携して作成し、それに基づく訪問介護を行った場合に加算します。
- ※ 介護職員処遇改善加算は、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。

※ (利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合)上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給(利用者負担額を除く)申請を行ってください。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

- (1) 次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。
 - ① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- ・ 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等
- ② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- ・ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- ・ 植木の剪定等の園芸、その後の処分、掃除
- ・ 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理 等
- (2) 保険給付の範囲外のサービス利用をご希望される場合は、居宅介護支援事業者又は市町村に連絡した上で、ご希望内容に応じて、市町村が実施する生活援助訪問事業、生活移動支援事業、通院等移動支援事業、配食サービス等の生活支援サービスなどの活用のための助言を行います。

4 その他の費用について

① 交通費	基づき、交通費の実費を記なお、自動車を使用した場通常の実施地域を超えたるます。	事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに 青求いたします。 場合は次のとおり請求いたします。 ところから1kmあたり15円の実費を徴収し は、あらかじめ利用者又はその家族に対し説明
② キャンセル料	キャンセル料は発生いたし	しません
③ サービス提供に当たり必要となる利用者の 居宅で使用する電気、ガス、水道の費用		利用者の別途負担となります。
④ 通院・外出介助に 交通機関等の交通	おける訪問介護員等の公共 費	実費相当を請求いたします。

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合) その他の費用の請求及び支払い方法について

- 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他 ① 利用料、利用者負担額 の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計 (介護保険を適用する 金額により請求いたします。 場合)、その他の費用の 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 15 日 請求方法等 までに利用者あてにお届けします。 ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者 控えと内容を照合のうえ、請求月の末日までに、下記のいず れかの方法によりお支払い下さい。 ② 利用料、利用者負担額 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)利用者指定口座からの自動振替 (介護保険を適用する 場合)、その他の費用の (ウ)現金支払い 支払い方法等 イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、 領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いし ます。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあり ます。)
- ※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正 当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払 いいただくことがあります。

6 担当する訪問介護員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担	相談担当者氏名	吉永陽子
当する訪問介護員等の変更	連絡先電話番号	0964-446-3001
を希望される場合は、右の ご相談担当者までご相談く	同ファックス番号	0964-46-3151
ださい。	受付日及び受付時間	月曜日~金曜日 8:30~17:00

※ 担当する訪問介護員等の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、指定訪問介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した「訪問介護計画」を作成します。なお、作成した「訪問介護計画」は、利用者又は家族にその内容の説明を行い、署名、押印を頂きます。
- (3) サービス提供は「訪問介護計画」に基づいて行います。なお、「訪問介護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 訪問介護員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行います。実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げる とおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者 管理者 吉永陽子

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

N II O N N N C II N N N I I I N O N I I I I I I I I I			
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービ 		
② 個人情報の保護について	 事業有は、利用有から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。) 		

10 緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の 医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡 します。

	住 所
【字状笠取合油效件】	氏 名 続柄
【家族等緊急連絡先】	携帯電話
	勤 務 先 TEL
	医療機関名
【主治医】	氏 名
	電話番号

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、 利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険(自賠責保険・任意保険)に加入しています。

1= 1 101	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
損害賠償 責任保険	保 険 名	介護保険・社会福祉事業者総合保険
吳江外內	補償の概要	対人対物補償
	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険
自動車保険	保 険 名	自動車任意保険
	補償の概要	対人対物補償

12 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この居宅サービス計画書に基づき作成する「訪問介護計画」 の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

15 サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむ ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

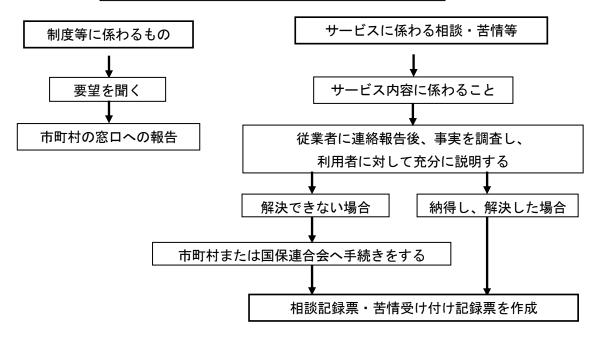
18 ハラスメントの防止

- (1)事業所は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 第 11 条 第 1)項 及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用安定及び職業生活の充当に関する法律 第 30 条の 2 第 1 項の規定に基づき、セクシャルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための雇用管理上の措置を講じます。
- (2) 利用者及びその家族はサービス利用に当たって、次の行為を禁止します
 - ① 従業者に対する身体的暴力(直接的、間接的を問わず有形力を用いて危害を及ぼす 行為)
 - ② 従業者に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
 - ③ 従業者に対するセクシャルハラスメント(意に添わない性的誘い掛け、好意的態度の 要求、性的な嫌がらせ行為等)

19 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
 - ① 提供した指定訪問介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるため の窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
 - ② 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

くまもと温石病院 在宅総合ケアセンター (苦情処理担当者:佐藤丈夫)



※ カンファレンスを開催し、事例について検討する。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所 在 地 下益城郡美里町中小路 904 担当部署 在宅総合ケアセンター 担当者 次長 佐藤 丈夫 電話番号 0964-46-3001 ファックス番号 0964-46-3151 受付時間 8:30~17:00
【市町村(保険者)の窓口】	美里町役場 福祉課 所 在 地 下益城郡美里町三和 420 電話番号 0964-47-1111 受付時間 9:00~17:15 (土日祝は休み) 宇城市役所 福祉部高齢介護課 所 在 地 宇城市松橋町大野 85 電話番号 0964-32-1406 受付時間 9:00~17:15 (土日祝は休み)
【公的団体の窓口】 熊本県国民健康保険団体連合会	所 在 地 熊本市東区健軍 2-4-10 電話番号 096-214-1101 受付時間 9:00~17:00 (土日祝は休み)

20 サービスの第三者評価の実施状況について

【実施の有無】	なし
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

21 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日	
-----------------	---	---	---	--

上記内容について、「熊本県指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業 の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在 地	熊本県下益城郡美里町中小路 904	
事	法 人 名	医療法人 愛生会	
業	代表者名	理事長 村井 映	印
者	事業所名	ヘルパーステーションおんじゃく	
	説明者氏名	吉永陽子	印

事業者から上記内容の説明を受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

11 C 2	住	所	
利用者	出		ЕD

代理人	住	所	
八连八	氏	名	印